

**未来館基幹的設備改良工事  
及び長期包括運營業務委託事業**

**実 施 方 針**

**令和3年10月12日**

**伊佐北始良環境管理組合**



## 目 次

第1章 用語の定義	1
第2章 事業内容に関する事項	
1 事業内容に関する事項	4
2 事業者が実施する業務の範囲	7
3 本組合が実施する業務の範囲	7
4 関係法令等の遵守	8
第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	
1 民間事業者の選定の方法	9
2 民間事業者の募集及び選定の手順（予定）	9
3 募集手続き等	10
4 応募者の参加資格要件	10
5 民間事業者の審査及び選定	14
6 事業者の選定及び非選定	16
7 優先交渉権者決定後の手続き	17
8 提出書類の取扱・著作権	17
9 費用負担	17
第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	
1 想定されるサービスの水準・仕様	18
2 想定されるリスクの分担	18
3 本組合による事業の実施状況の監視	18
第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	
1 本施設の立地条件	19
2 本施設の規模	19
3 本施設の配置	19
第6章 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	
1 係争事由に係る基本的考え方	20
2 管轄裁判所の指定	20
第7章 事業の継続が困難となった場合の措置	
1 基本的考え方	21

2 本事業の継続が困難となった場合の措置 .....	21
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
1 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	22
2 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	22
3 その他の支援に関する事項 .....	22
第9章 その他本事業の実施に関し必要な事項	
1 情報公開及び情報提供 .....	23
2 本組合議会の議決 .....	23
3 実施方針に関する問合せ .....	23
《添付資料》	
資料1 事業リスク分担表	
資料2 事業スキーム	

## 第 1 章 用語の定義

未来館基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務委託事業実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

番号	用語	定義
1	PFI 法	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号改正令和 1 年法律第 71 号）をいう。Private Finance Initiative の略。
2	DBO 方式	PFI 法に準拠して、公共が自ら資金調達を行い、公共が一括して民間事業者に、設計・建設は請負わせ、運営は委託する方式をいう。Design：設計、Build：建設（施工）、Operate：運営の略。
3	本組合	構成市町（1 市 1 町）で構成する一部事務本組合で、「伊佐北始良環境管理組合」をいう。（令和 4 年度までは霧島市を含め 2 市 1 町からなる。）
4	構成市町	伊佐市、湧水町の 1 市 1 町を総称していう。（令和 4 年度までは霧島市を含む。）
5	本事業	本組合が実施する「未来館基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務委託事業」をいう。
6	現事業	平成 25 年度から令和 4 年度まで実施している本施設の長期包括運營業務委託をいう。
7	本施設	本事業において基幹的設備改良工事と長期包括運營業務委託を予定している「未来館」をいい、建築物、処理設備及び構内道路等の外構のすべてを総称していう。
8	焼却プラント	本施設のうち、処理対象物を焼却処理する施設をいう。
9	リサイクルプラント （資源物回収施設）	本施設のうち、処理対象物を破砕選別処理する施設をいう。
10	処理対象物	構成市町から排出され、本施設に搬入される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみ（びん、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶等）をいう。
11	副生産物	本施設の処理の過程で発生する焼却主灰、焼却飛灰及び不燃残渣等をいう。

番号	用語	定義
12	プラント	本施設のうち、処理対象物を焼却処理又は破碎選別処理するために必要なすべての機械設備、電気設備等をいう。
13	建築物等	本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。
14	設計・施工業務	本施設の基幹的設備改良工事における設計・施工業務をいう。
15	運營業務	本施設の運営（運転管理及び維持管理業務を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
16	応募者	本施設の設計・施工業務、運營業務の能力を有し、本事業に参加する単独企業又は複数の企業で構成される者をいう。参加表明書に記載された構成企業で構成される。
17	優先交渉権者	応募者のうち、総合評価により事業者選定委員会から最も優秀な提案を行った者として選定された者をいう。
18	事業者	本組合と事業契約を締結し、本事業を実施する特定の者をいい、総称して又は個別にいう。
19	代表企業	応募者の代表を務める者をいう。
20	構成企業	応募者が複数の企業で構成される場合、事業者の選定後、その一員として、本業務の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
21	工事請負事業者	本事業の設計・施工業務を行う事業者をいう。
22	運營業事業者	本事業の運營業務を行う事業者をいう。
23	管内業者	本組合の入札参加資格登録において、構成市町に本社（本店）若しくは支店（営業所）を登録する企業をいう。
24	実施方針等	実施方針の公表の際に本組合が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び付属資料等を総称していう。
25	募集要項	応募者に対して、本組合が事業条件、参加手続等を説明するための書類をいう。

番号	用語	定義
26	募集要項等	本事業を実施する民間事業者の募集に際して、公表又は配布する以下書類等をいう。 募集要項、要求水準書、事業者選定基準書、事業契約書（案）、様式集
27	要求水準書	本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。
28	提案書類	応募者が応募時に提出する技術提案書及び価格提案書等をいう
29	事業契約	本組合と事業者の間で締結される基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約を総称していう。
30	基本契約	本事業の実施に際し相互の協力、支援等の基本的事項について、本組合と事業者の間で締結される契約をいう。
31	建設工事請負契約	本組合と工事請負事業者の間で締結される本施設等に係る建設工事請負契約をいう。
32	運營業務委託契約	本組合と運営事業者の間で締結される本施設の運営に係る運營業務委託契約をいう。
33	工事費	設計費を含む、基幹的設備改良工事に係る費用をいう。
34	運営費	長期包括運營業務委託に係る費用をいう。
35	モニタリング	運営期間にわたり、運営事業者が提供する公共サービスの水準を本組合が監視（測定・評価等）する行為をいう。
36	リスク	本事業の実施に当たり、事業契約の締結時点では、その影響を正確に想定できないような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をいう。
37	不可抗力	本組合及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、天変地異、騒乱、暴動、第三者の行為、その他自然的又は人為的な現象のうち、通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。
38	ホームページ	本事業に係る構成市町のホームページをいう。

## 第2章 事業内容に関する事項

本組合は、本事業について、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的な事業実施を図るため、PFI法及びPFI関連法令の手続きに準じて実施することとする。

本実施方針は、本事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たっての本組合の方針を定め、公表するものである。

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

未来館基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務委託事業

#### (2) 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

#### (3) 公共施設の管理者の名称

伊佐北始良環境管理組合 管理者 橋本 欣也

#### (4) 事業目的

本組合の一般廃棄物処理施設である本施設は、焼却プラント及びリサイクルプラント（資源物回収施設）からなる施設で平成15年4月に供用開始している。

本施設のうち、焼却プラントについては、供用開始後に焼却方式の変更に伴う焼却設備部分の改造を行い、平成27年以降は、ストーカ方式の全連続式焼却炉として稼働している。

また、平成25年3月より焼却プラントとリサイクルプラント（資源物回収施設）一体での長期包括運營業務委託を実施している。

令和4年度末に現事業の委託期間終了を迎えるにあたり、本組合では、今後も本施設の施設機能を適切かつ経済的に維持するため、「令和2年度未来館施設長寿命化総合計画」に基づき、循環型社会形成推進交付金制度を活用した基幹的設備改良工事を行うとともに、令和5年度以降についても長期包括運營業務委託を行うことを目的として本事業を実施する。

## (5) 対象施設

### ア 焼却プラント

供用開始：平成 15 年 4 月

(平成 26 年～平成 27 年改造：ガス溶融炉⇒ストーカ炉)

施設規模：40 t / 日 × 2 炉 = 80 t / 日

処理方式：ストーカ式焼却炉

### イ リサイクルプラント（資源物回収施設）

供用開始：平成 15 年 4 月

施設規模：19 t / 日（5 時間）

粗大ごみ・不燃ごみ処理ライン 14.57 t / 日

缶類・びん類処理ライン 1.50 t / 日

ペットボトル処理ライン 0.06 t / 日

その他プラスチック処理ライン 2.87 t / 日

処理方式：

粗大ごみ・不燃ごみ処理ライン 粗破碎＋回転式破碎

可燃性ごみ処理ライン 機械せん断

缶類・びん類処理ライン 破袋＋磁選＋アルミ選＋圧縮＋色選

ペットボトル処理ライン 破袋＋圧縮・梱包

その他プラスチック処理ライン 圧縮・梱包

## (6) 事業内容

### ア 基幹的設備改良工事の実施

本組合が策定した「令和 2 年度未来館施設長寿命化総合計画」に基づき、本施設の基幹的設備改良工事を実施する。

なお、本事業における設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金（交付金 1 / 3）の対象事業として実施する予定であり、交付要件を満たすため、当該改良工事を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素排出量を焼却プラントが 3 % 以上、リサイクルプラント（資源物回収施設）が 3 % 以上削減することとする。

### イ 長期包括運營業務委託の実施

本事業における運營業務については、構成市町が収集する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ等及び地域住民が直接搬入するごみ、構成市町の許可業者が搬入するごみ等の処理を行うため、本施設の受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、その他関連業務等を実施する。

(7) 事業方式

本施設の長期包括運營業務委託を実施しながら、本施設の基幹的設備改良工事を行う本事業を DBO 方式により実施する。

(8) 事業期間

事業期間は、以下のとおりを予定している。

区 分	期 間
<b>設計・施工業務</b>	
焼却プラント リサイクルプラント (資源物回収施設)	令和5年3月から令和7年3月31日(予定)
<b>運營業務</b>	
焼却プラント リサイクルプラント (資源物回収施設)	令和5年4月1日から令和15年3月31日(予定)

(9) 事業スケジュール(予定)

本事業に関するスケジュールは、以下のとおりを予定している。

項目		年度	平成25年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和14年度
			4月……	……3月	4月……	……3月	……3月
現事業			→				
本事業	設計・ 施工業務			→			
	運營業務			→			

(10) 契約形態

本組合は、事業者の本施設の基幹的設備改良工事と長期包括運營業務委託を一括して発注し、本事業に係る事業契約を事業者と締結する。

## 2 事業者が実施する業務の範囲

事業者が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

なお、事業者は、事業期間を通じ、本組合が行う行政手続等に協力することとする。

### (1) 設計・施工業務

工事請負事業者は、基幹的設備改良工事に係るすべての設備及び工事に関わる設計・施工業務を行う。

### (2) 運營業務

運営事業者は、以下に示す運營業務を行う。

- ① 受付管理業務
- ② 運転管理業務
- ③ 維持管理業務
- ④ 環境管理業務
- ⑤ 情報管理業務
- ⑥ その他関連業務

### (3) 事業期間終了時の対応

事業期間終了時の対応について、本組合は、本施設を長期にわたり使用することを想定しており、事業終了後も本施設を継続して使用する予定であるため、事業者は、その前提に立って本事業を行うこととする。

また、事業期間終了時に要求水準を満足する状況を保って、本施設を本組合に引継ぐものとする。

なお、本事業の事業期間終了時の対応について、本組合及び運営事業者は事業終了日の3年前から協議を開始することとする。

## 3 本組合が実施する業務の範囲

本組合が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

### (1) 本施設の設計・施工に係る業務

- ① 交付金の申請等
- ② 工事費の支払
- ③ 住民対応
- ④ 本施設の設計・施工状況の施工監理

### (2) 本施設の運営に係る業務

- ① 処理対象物の搬入

- ② 本施設から発生する副生産物の運搬及び処理（ただし、本組合がその責任を負うとしている副生産物に限る。）
- ③ 運営費の支払
- ④ 住民対応
- ⑤ 行政視察への対応
- ⑥ 本施設の運営状況のモニタリング

#### **4 関係法令等の遵守**

民間事業者は、本事業を行うに当たって必要とされる関係法令等を遵守することとする。

### 第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 民間事業者の選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、公平性及び透明性の確保、より優れた提案のための民間事業者における本組合のニーズの理解促進、民間事業者の創意工夫を發揮した提案余地の確保等の観点から、公募型プロポーザル方式で行う。

民間事業者の選定は、応募者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有しており、かつ、応募者の提案内容が技術的観点から本組合が要求する性能要件を満足することが見込める内容であること等について、段階的に実施する。

#### 2 民間事業者の募集及び選定の手順（予定）

本事業における民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

スケジュール	内 容
令和3年10月	実施方針等の公表
令和3年10月～11月	実施方針等に関する質問・意見に対する回答の公表
令和4年4月	募集要項等の公表
令和4年5月	参加表明書の受付（資格審査申請書類の受付）
令和4年7月	提案書類の受付
令和4年10月	優先交渉権者の選定
令和4年12月	仮契約の締結
令和5年3月	事業契約の締結

### 3 募集手続き等

#### (1) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針に関する質問・意見がある場合は、「実施方針等に関する質問・意見書」を電子メールにて、以下のとおり提出すること。

なお、電子メール以外の問い合わせには応じないので留意する。

#### ア 意見・質問書の提出先

「第9章.3 実施方針に関する問合せ」に記載の問合せ先に提出すること。

#### イ 質問・意見書の提出期限

令和3年10月26日（火）午後5時まで

#### ウ 実施方針等に関する質問・意見への回答

意見・質問に対する回答は、構成市町のホームページにおいて公表する。

なお、提出のあった質問・意見に関しては、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質問・意見について回答するとは限らない。

#### エ 質問・意見に対する回答公表予定

令和3年11月16日（火）

#### (2) 実施方針の変更

実施方針の公表後、質問・意見の内容等を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

### 4 応募者の参加資格要件

応募者は、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出期限において、以下の要件をすべて満たしていることとする。

本事業の実施に当たっては、以下に示す応募者の構成等で規定する事業者で推進することはもとより、構成市町内の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、管内業者を積極的に活用することとする。

なお、その他本組合が必要とする応募者の構成等及び参加資格要件等については、改めて募集要項等に示す。

#### (1) 応募者の構成等

① 応募者は、基幹的設備改良工事と長期包括運營業務委託を行う単独の企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業により構成される者（以下「企業グループ」という。）とする。

② 企業グループにあつては、焼却プラントの基幹的設備改良工事を担当する

- 企業を代表企業とし、当該代表企業がすべての応募手続を行うものとする。
- ③ 焼却プラントの基幹的設備改良工事と長期包括運營業務委託において、それぞれ主要な業務を担う企業は、構成企業であることとする。
  - ④ 企業グループとして応募する場合は、代表企業又はその他の構成企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
  - ⑤ 代表企業の変更、応募グループの構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
  - ⑥ 応募企業又は企業グループの構成企業は、他の応募企業又は企業グループの構成企業となることはできない。
  - ⑦ 応募者と関連会社の関係にある企業が、他の応募企業又は企業グループの構成企業となることはできない。
  - ⑧ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

## (2) 応募者の参加資格要件等

応募者の構成企業は、以下の要件をすべて満たす者でなければならない。

### ア 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ② 本組合の指名停止、入札参加資格制限等の措置を受けていない者。
- ③ 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- ④ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者。
- ⑤ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けていない者。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続きの申立てを含む。）。
- ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- ⑧ 本事業に係るアドバイザー業務受注者（中日本建設コンサルタント株式会社）と資本金面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人及び代理人として使用

していないこと。

- ⑩ 個人にあつては、暴力団等の構成員でないこと。法人にあつては、暴力団等の経営支配法人でないこと。
- ⑪ その他本組合が必要と認める構成企業の制限については、改めて募集要項等において示す。

## イ 設計・施工業務を行う企業の要件

応募企業又は企業グループの構成企業のうち、設計・施工業務を行う企業は、以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく有資格者であること。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のもの）の総合評定値が1,300点以上であること。
- ④ 焼却施設  
ダイオキシン類の排出規制が強化された平成14年度以降において、以下に示す要件をすべて満たす地方公共団体が発注したストーカ式焼却施設の設計・建設及び基幹的設備改良工事の実績を有すること。
  - a. 処理方式：ストーカ式焼却炉
  - b. 処理能力：70t/日以上（35t/日以上、2系列以上）
  - c. 稼働実績：稼働開始から5年以上稼働している実績
- ⑤ リサイクル施設  
地方公共団体が発注したリサイクル施設において、以下に示す要件をすべて満たす建設実績及び基幹的設備改良工事の実績を有すること。
  - a. 処理能力：15t/日以上（施設全体）
  - b. 破砕設備：堅型回転式破砕機を導入している施設
  - c. 稼働実績：稼働開始から5年以上稼働している実績
- ⑥ 建設業法に係る清掃施設工事業もしくは機械器具設置工事業における監理技術者及び主任技術者を専任で配置できること。

## ウ 運營業務を行う企業の要件

応募企業又は企業グループの構成企業のうち、運營業務を行う企業は、以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

- ① 地方公共団体が所有する一般廃棄物処理施設において、以下に示す要件をすべて満たす長期包括運營業務委託実績を有すること。

a. 焼却施設

本施設と同種の焼却施設（ストーカ式焼却施設、処理能力 70t/日以上（35t/日以上、2 系列以上））において、令和 4 年 3 月 31 日時点で 10 年以上の包括運営実績を有すること。

b. リサイクル施設

本施設と同種のリサイクル施設において、令和 4 年 3 月 31 日時点で 10 年以上の包括運営実績を有すること。

- ② ①の施設での運転管理実績を有する専門の技術者又は本組合が認めるそれに相当する技能・経験を有した専門の技術者を運営開始から 1 年以上本施設の運転員として専任で配置し、業務に従事させること。

## 5 民間事業者の審査及び選定

下記に示すフロー及び以下の要領で、民間事業者の審査及び選定を行う。

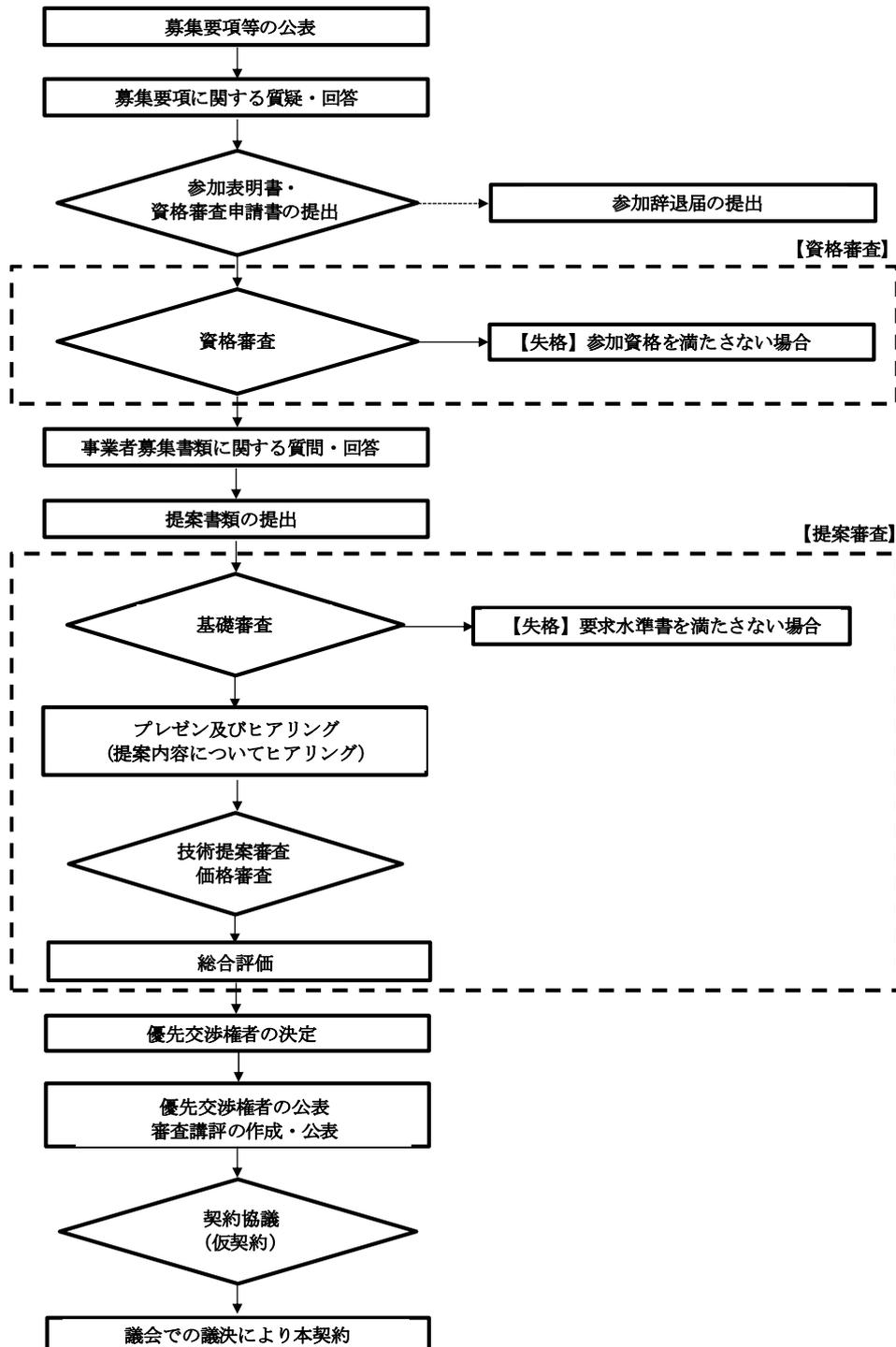


図 民間事業者の選定フロー

### (1) 事業者選定委員会の設置

本組合は、事業者の選定を公正かつ適正に選定するため、未来館基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務委託事業に係る伊佐北始良環境管理組合事業者選定委員会設置要綱（以下「選定委員会設置要綱」という。）に基づき、本事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置している。本組合は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に準じ、知識経験を有する者より意見を聴取する。

選定委員会は、組合構成市町職員で構成する。また、専門的、技術的見地から提案内容の検討を行い、評価するため、外部学識経験者から意見を得ることとする。

なお、本実施方針公表後から事業者決定までの間に、企業が選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

### (2) 事業者選定基準

事業者選定基準の評価項目等の詳細は、募集要項とともに公表する予定とする。

### (3) 審査手順

民間事業者の審査及び選定は、以下の手順で行うこととする。審査に当たっては、事業者選定委員会において評価・審査し、その結果を受けて、本組合が事業者を選定することとする。

なお、評価方法等の詳細は、募集要項等において示す。

#### ア 資格審査

本組合は、応募者から提出された資格審査申請書類等を基に、応募者が「応募者の参加資格要件」に示した要件を満たしていることの確認を行う。

以上を満たすことが確認された応募者のみ、次の段階として提案書類を提出して、基礎審査に参加できることとする。

なお、資格審査結果は、各応募者に対して通知する。

#### イ 基礎審査

応募者から提出された提案書類について、技術提案内容が要求水準書を満足するものであること等の確認を行う。

これらを満たすことが確認された応募者のみ、次段階の技術提案審査及び価格審査へ進むことができる。

なお、基礎審査の結果については、一部技術提案審査に反映する。

## ウ 技術提案審査及び価格審査

基礎審査を合格した応募者の技術提案審査及び価格審査を実施する。  
技術提案審査は、事業者選定基準に従い事業者選定委員会において行う。  
なお、審査に当たっては、応募者へのヒアリングを実施する。  
事業者選定基準の詳細等については、募集要項等に示す。

## エ 総合評価

総合評価では、技術提案審査及び価格審査に基づく総合評価点を算出し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

総合評価点の算出方法等については、募集要項等に示す。

### (4) 優先交渉権者の決定及び審査結果の公表

本組合は、事業者選定委員会の評価・審査結果を受けて優先交渉権者を決定し、その結果を構成市町ホームページにて公表する。

### (5) 優先交渉権者の失格

応募企業又は企業グループの代表企業が、優先交渉権者決定から契約締結までに、次の事由に該当した場合は、失格とする。ただし、該当企業が、構成企業の場合に限り、直ちに失格とはせず、本組合の判断により、当該構成企業の変更を認める場合がある。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合。
- ② 贈賄・談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人若しくは法令で定める法人の役員及びその使用人等が逮捕された場合、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。

## 6 事業者の選定及び非選定

- ① 本組合と優先交渉権者は、募集要項等に基づき契約を締結することとする。ただし、優先交渉権者の事由により契約の締結が出来なかった場合は、総合評価の次点交渉権者と契約交渉を行うものとする。
- ② 民間事業者の募集において応募者がいなかった等の理由により事業者を選定しなかった場合、この旨を速やかに公表する。

## **7 優先交渉権者決定後の手続き**

### **(1) 契約協議**

本組合と優先交渉権者は、両者が締結する契約の諸規定の内容を明確化するための協議を行うものとする。契約内容の合意後、両者は仮契約を締結する。

### **(2) 本契約の締結**

本組合と優先交渉権者は、仮契約の締結後、当該契約に対する組合の議会の議決を得たうえで、本契約を締結する。

## **8 提出書類の取扱・著作権**

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、本組合は、応募者と協議の上、必要な範囲において公表等を行うことができることとする。

## **9 費用負担**

応募に係る経費は、応募者の負担とする。

## 第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・施工業務及び運営業務を行うこととする。

### 2 想定されるリスクの分担

#### (1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などに基づき、当該リスクを最もよく管理可能な者が適正に分担することとする。

#### (2) 想定されるリスクの分担

本組合と民間事業者のリスク分担は、原則として添付資料1「事業リスク分担表」によるものとする。

### 3 本組合による事業の実施状況の監視

#### (1) 設計・施工業務期間

本組合は、設計・施工業務について施工監理を行う。また、設計・施工業務の実施状況や結果が、建設工事請負契約書及び要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、本組合は改善を要求し、改善策を提出させ、これに基づき工事請負事業者は必要な措置を講じることとする。

#### (2) 運営業務期間

本組合は、運営事業者による運営状況についてモニタリングを行う。また、運営業務委託契約書及び要求水準書等で定められた条件を満たしていない並びに本施設の性能を十分に発揮できていないと判断された場合には、本組合は改善を要求し、改善策を提出させ、これに基づき運営事業者は必要な措置を講じることとする。

#### (3) 運営期間の終了時

本組合は、運営期間終了時に運営事業者から提示された本施設の機能検査等の結果を踏まえて、本施設の現状確認を行う。

また、要求水準書で定められた条件を満たしていないと判断された場合には、本組合は改善を要求し、改善策を提出させ、これに基づき運営事業者は必要な措置を講じることとする。

## 第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 本施設の立地条件

#### (1) 事業用地

鹿児島県伊佐市菱刈南浦 880-56

#### (2) 都市計画事項

用途地域：指定のない地域

防火地域：なし

高度地域：なし

### 2 本施設の規模

本施設の規模は以下のとおりとする。

焼却プラント 80t/日 (40t/24時間×2炉)

リサイクルプラント (資源物回収施設) 19t/日 (19t/5時間)

なお、本事業で実施する基幹的設備改良工事において、各施設の規模の変更は予定していない。

### 3 本施設の配置

本施設の全体配置図を図に示す。

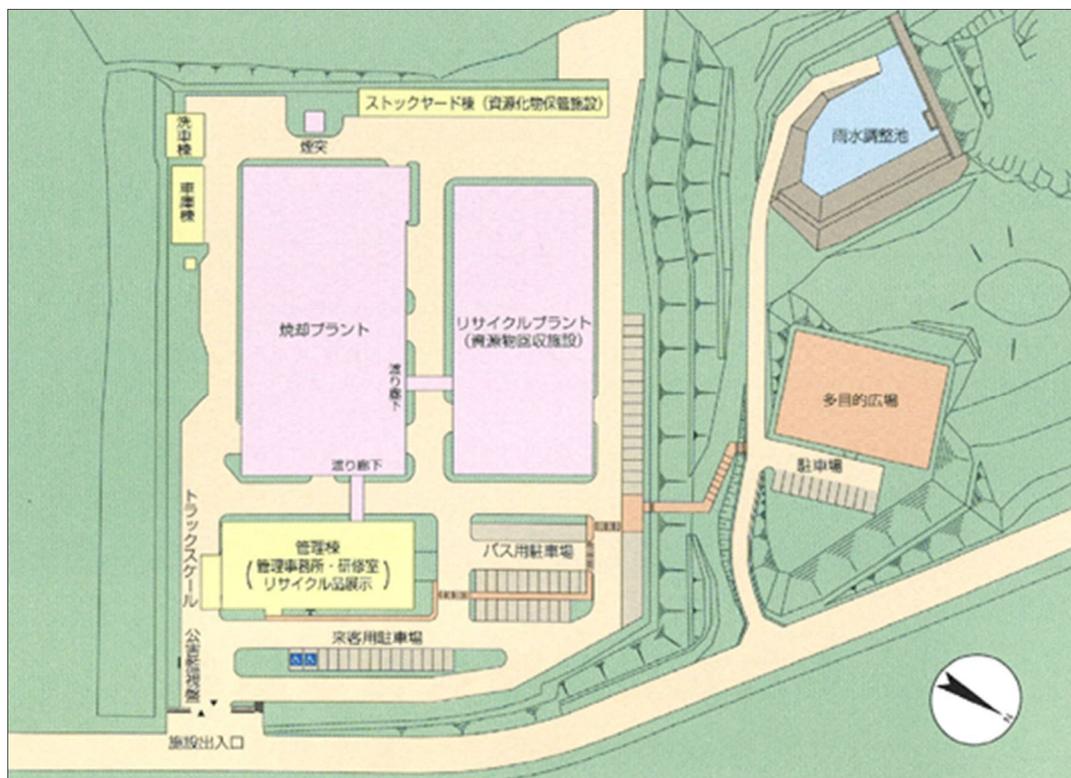


図 全体配置図

## **第6章 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

### **1 係争事由に係る基本的考え方**

事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、本組合と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

### **2 管轄裁判所の指定**

事業契約に関する紛争については、鹿児島地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

## 第7章 事業の継続が困難となった場合の措置

### 1 基本的考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

### 2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合の基本的な考え方は、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

なお、措置の詳細については、事業契約に定めることとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ① 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は事業契約の定めに従い、事業者に改善勧告を行い、一定期間内に改善策を本組合に提出させる。事業者は、本組合の承諾を得て改善策の実施を進めることができる。また、事業者が当該期間内に改善を行うことができなかつたときは、本組合は事業契約を解除することができるものとする。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は事業契約を解除することができるものとする。
- ③ 前2項の規定により、本組合が事業契約を解除した場合、事業者は本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

#### (2) 本組合の責めに帰すべき事由の場合

- ① 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。
- ② 前項の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本組合は事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

#### (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

不可抗力その他、本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

なお、一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、本組合及び事業者は事業契約を解除することができる。

## **第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1 法制上及び税制上の措置に関する事項**

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は特に想定していない。

### **2 財政上及び金融上の支援に関する事項**

#### **(1) 交付金の取り扱い**

本施設は循環型社会形成推進交付金等の交付対象施設である。循環型社会形成推進交付金制度等におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要綱に従うものとする。

#### **(2) その他財政上及び金融上の支援**

特に予定していない。

### **3 その他の支援に関する事項**

本組合は、事業の実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて支援を行う。

## 第9章 その他本事業の実施に関し必要な事項

### 1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、構成市町のホームページを通じて適宜行う。

### 2 本組合議会の議決

本組合は、債務負担行為の設定に関する議案を令和4年2月（予定）に開催される本組合議会に提出する予定である。

また、本組合と事業者との仮契約は、事業契約の締結に関する議案を本組合議会に提出し、可決を経た上で本契約として成立するものとする。

### 3 実施方針に関する問合せ

実施方針等に関する問合せ先は、以下のとおりとする。

伊佐北始良環境管理組合（未来館）

住所 : 〒895-2813 鹿児島県伊佐市菱刈南浦 880 番地 56

電話番号 : 0995-24-1502

FAX 番号 : 0995-24-1501

メールアドレス : miraikan@mocha.ocn.ne.jp

添付資料1 事業リスク分担表

以下に定める事業リスク分担表につき各々自らのリスク分担において業務を行うこととする。

【凡例】○：主負担者、△：一部負担者

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	事業者
共通事項	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
		上記以外の法令の変更		○
	税制度変更	事業者の利益に課される税制度の変更(例:法人税等の変更)		○
		上記以外の税制度の変更(消費税等の変更を含む)	○	
	許認可遅延	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	交付金等	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないことによるもの		○
		その他の事由により予定していた交付金が交付されないことによるもの	○	
	住民対応	事業者が実施する業務に起因する苦情等		○
		上記以外の住民対応に伴う計画遅延・仕様変更・管理強化による操業停止・費用増加	○	
	第三者賠償	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等、第三者に及ぼす損害の窓口	○	
		事業者が実施する業務に起因して発生する事故等、第三者に及ぼす損害		○
	環境保全	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するもの		○
	契約締結	本組合議会を含む本組合の事由により契約が結べない等	○	
		事業者の事由により契約が結べない等		○
	応募	応募費用に関するもの		○
	物価変動	一定の許容範囲を超えた物価変動(インフレ、デフレ)に係る費用増加分の負担	○	
		一定の許容範囲を超えない物価変動(インフレ、デフレ)に係る費用増加分の負担		○
	事故の発生	事業者が実施する業務に起因して発生する事故		○
	事業の中止・遅延に関する債務不履行	本組合の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
不可抗力	天災、暴動等の不可抗力による一定の範囲を超えた費用の増大及び計画遅延、中止等	○		
	天災、暴動等の不可抗力による一定の範囲を超えない費用の増大及び計画遅延等		○	

【凡例】 ○：主負担者、△：一部負担者

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	事業者
設計段階	設計変更	本組合の指示、提示条件の不備によるもの	○	
		事業者の提案内容の不備・判断によるもの		○
設計段階	計画変更	本組合の事由による計画変更によるもの	○	
		事業者の事由による計画変更によるもの		○
工事段階	工事費増大	本組合の指示及び提示条件の不備・変更によるもの	○	
		上記以外の事業者の事由によるもの		○
	工事遅延 供用開始の遅延	工事着工後、本組合の指示及び提示条件の不備・変更によるもの	○	
		上記以外の事業者の事由によるもの		○
	既存施設への影響	事業者の工事に起因する既存施設の運営に影響を及ぼす事由によるもの		○
		本組合の業務に起因する既存施設の運営に影響を及ぼす事由によるもの	○	
試運転・性能試験	試運転・性能試験（事業者実施）に要する処理対象物の供給等に関するもの	○		
	試運転・性能試験（事業者実施）の結果、事業契約等で規定した要求水準書及び技術提案書等との不適合によるもの		○	
性能	要求水準書及び技術提案書等との不適合（施工不良を含む。）によるもの		○	
運営段階	ごみ量・ごみ質	ごみ量・ごみ質が契約で規定した一定範囲以上に変動する場合の費用増大	○	
		ごみ量・ごみ質が契約で規定した一定範囲以内で変動する場合の費用増大		○
		災害廃棄物によりごみ量・ごみ質が変動したときの費用増大	○	
	性能未達	事業契約等で規定した要求水準書、技術提案書及び運営マニュアル等との不適合によるもの		○
	施設管理の契約不適合	業務期間中における施設管理の契約不適合に係るもの		○
施設破損	施設・設備の老朽化、事故及び第三者の行為等に起因するもの	△	△	
	運営不備、警備不備等に起因するもの		○	
事業終了段階での施設の性能確保	業務終了時における施設の性能確保に関するもの		○	

添付資料2 事業スキーム

